

広島県告示第六百八十八号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十条第一項の規定によって、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、令和六年十月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和六年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

1 岩子島西地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市向島町の国土地理院三等三角点「西岩嶽」（北緯三四度二分五七秒九八四九、東経一三三度〇九分二〇秒三五二二、標高一三〇・二四メートル）

基点一 基準点から一七九度四六分一五秒の方向七二四・二九メートルの点

基点二 基点一から二〇度二八分三七秒の方向一六二・二三メートルの点

基点三 基点二から八九度一九分一八秒の方向二〇・〇〇メートルの点

(三) 指定年月日

令和六年七月一日

2 岩子島南地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市向島町の国土地理院四等三角点「牛ヶ口」（北緯三四度二分二九秒三一四二、東経一三三度一〇分一六秒八八〇五、標高三八・〇四メートル）

基点一 基準点から二四九度〇三分五六秒の方向三八九・三三メートルの点

基点二 基点一から二九〇度〇八分四一秒の方向五一七・〇四メートルの点

(三) 指定年月日

令和六年七月一日